

第七十九回 帝國議會院

# 恩給法中改正法律案委員會議錄(速記)第五回

昭和十七年二月九日(月曜日)午後一時三十分

分開議

會議

出席委員左ノ如シ	森田 福市君
委員長 森田 福市君	
理事淺井 茂猪君	理事小泉 純也君
宇賀 四郎君	小野 謙一君
菊池 良一君	曾和 義式君
津原 武君	西田 郁平君
松尾 三藏君	眞鍋 儀十君
最上 政三君	吉田 賢一君
出席國務大臣左ノ如シ	世耕 弘一君
江藤源九郎君	淺沼稻次郎君
出席國務大臣左ノ如シ	東條 英機君
内閣總理大臣兼 内務大臣陸軍大臣	平木 弘君
出席政府委員左ノ如シ	森山 銳一君
内閣恩給局長	入江 俊郎君
法制局長官	企畫院次長
法制局參事官	安倍 源基君
企畫院書記官	迫水 久常君
興亞院部長	宇佐美珍彦君
司法書記官	久保 文藏君
石田 寿君	

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

シ

興亞院書記官 長谷川輝彦君  
興亞院調查官 大平 正芳君  
内務書記官 今井 久君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人

等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

北支那開發株式會社法中改正法律案(政

府提出、貴族院送付)

中支那振興株式會社法中改正法律案(政

府提出、貴族院送付)

大東亞戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴フ各法

律中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○森田委員長 開會致シマス、一昨日申上

テ居ルノデアリマスカラ、本日ハ極ク簡單

ナ質疑ナラ許シマスガ、長時間ニ亘ルモノ

ノ一部ヲ委任セラレタ統制會ノ職員ハ、事

實上官吏ノ延長トモ見ラレル、而シテ是等

ノ者ハ會社ヨリ相當ノ報酬ヲ受ケテ居ルノ

ノアルカラ、前官職ノ收入ヲ超エル者ノ恩

給ハ相當停止ヲ強要シテハドウカト云フ御質

疑デアリマスガ、御質疑ノ高額所得者ノ恩給

ノ問題ハ、一般ニハ御承知ノ如ク現在ハ最

デ祕密會ヲ開イテ、政府當局カラ數字ニ關スル説明ヲ求メルコトニ致シマス

ベニナツタヤウナ國策會社ノ職員ノ恩給停止ノ問題ニ付キマシテハ、今後十分顧慮致シマシテ、適當ノ機會ニ善處致シタイト考

止ノ問題ニ付キマシテハ、今後十分顧慮致

シマシテ、適當ノ機會ニ善處致シタイト考

ヘテ居リマス

尙ホ宇賀委員カラモ此ノ高給所得者ノ恩

給停止ヲモット増率シテハドウカト云フ御質疑デアリマシタサウデアリマスガ、此ノ

問題ニ付キマシテハ、森田委員長ニ御答ヘ致シマシタ趣旨ニ依リマシテ、適當ニ善處

シタイト存ジマス

○森田委員長 是ニテ祕密會ヲ終リマス

引續キ會議ヲ開キマス——内閣總理大臣

○東條國務大臣 過日本委員會ニ於キマシテ

テ私ニ對シマシテ御質問ガアツタサウデア

リマス、御質問ノ内容ニ付キマシテハ、政

府委員ヨリ聽取致シマシタ、ソレ等ノ質問ニ對シマシテ逐次御答ヘ致シマス

先づ森田委員長ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、質問ノ要旨ハ、現在高給所得者ハ最高恩

給ノ三割ノ停止ヲ受ケテ居ルノデアルガ、國

策會社ヤ、或ハ總動員法依ツテ官廳ノ權限

ノ一部ヲ委任セラレタ統制會ノ職員ハ、事

實上官吏ノ延長トモ見ラレル、而シテ是等

ノ者ハ會社ヨリ相當ノ報酬ヲ受ケテ居ルノ

アルカラ、前官職ノ收入ヲ超エル者ノ恩

給ハ相當停止ヲ強要シテハドウカト云フ御質

疑デアリマスガ、御質疑ノ高額所得者ノ恩給

ノ問題ハ、一般ニハ御承知ノ如ク現在ハ最

ハ都合ガ惡ウゴザイマスカラ、其ノ點御諒

承ヲ願ヒマス、是ヨリ興亞院ノ關係ノコト

高三割停止シテ居ルノデアリマスガ、御質

料ハ昭和十三年ニ非常ニ大幅ニ増額セラレ

タ結果、戰死者ノ遺族ハ全部ノモノガ同年

カラ既ニ其ノ増額ノ恩典ニ浴シテ居リマシ

併シナガラ其ノ後ノ實情ヲ見マスルニ、中

テ、時局ニ對應スル戰死者遺族全般ノ優遇

付託議案

恩給法中改正法律案(政府提出、貴

族院送付)(第五六號)

國家總動員法第十八條ノ規定ニ依

ル法等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ

行ハシムルコトニ關スル法律案

北支那戰爭ノ呼稱ヲ定メタルニ伴

フ各法律中改正法律案(政府提出、貴

族院送付)(第五九號)

北支那開發株式會社法中改正法律案

政府提出、貴族院送付)(第六〇號)

認メマシタノデ、今回ノ改正ヲ中尉以下ノ遺族扶助料ニ限ツテ増額致シタ次第アリマス

尙ホ江藤委員カラ數點ノ御質問ガアツタヤウデアリマスガ、ソレハ政府委員カラ御答ヘ致シマシタ通リデアリマス

次ニ世耕委員及ビ眞鍋委員ノ御質問ハ、年金タル恩給ヲ一時金ニ改メテハドウカ、

現在ノ恩給額ハ、退職後ノ生活ヲ維持スルニハ餘リニ少額デアル、寧ロ之ヲ一時金トシテ支給シテ、適當ニ運用スルコトニ依ツテ老後ノ生活ヲ安定セシムルコトガ宜イト思

ハレルシ、又國家財政ノ整理ニ點カラ言ツテモ、是ガ便利ト思フ、又年金恩給ヲ受ケルカ、一時金ヲ受ケルカハ本人ノ選擇ニ任せルノモ一方法ト思フ、斯ウ云フ趣旨デアリスルガ、公務員退職ノ際ノ恩給ヲ年金恩給トスルカ、一時金トスルカニ付キマシテ、本人ノ選擇ニ任セルト云フコトニ致シマスルナラバ、受給者ノ大部分ハ生活ニ餘裕ナキ者デアリマスルカラ、恐ラクハ大部分ノ者ハ一時金ヲ希望スルコトニナラウト考ヘマス、然ルニ受給者ノ大部分ハ傷痍軍人ヤ、戦死者ノ遺族デアリ、又軍人ノ中ノ下士官ヤ巡査デアリマスルガ、是等ノ者ハ何レモ特殊ノ教育ト、環境ノ中ニ生活シタ結果、經濟上ニハ先づ疎イト考ヘラレルノデアリマス、斯ウ云フ方々ガ一時金ヲ資本トシテ商賣シマシテモ、其ノ結果ハ元モ子モナクスルト云フ虞ガ多分ニアリマシテ、是デハ老後ノ生活安定ノ一助トスル恩給制度ノ目的ガ達セラレマセヌヤウニ考フルノデアリマス、隨ヒマシテ恩給ヲ一時金トスルト云フコトハ、餘程考慮ヲ要スルコトト思フノデアリマス、尙ホ是等ノ人デ纏マツタ金ガ要ル場

合ニ於キマシテハ、御承知ノ如ク恩給金庫カラ其ノ融通ヲ受ケルト云フコトガ出來ルコトニナツテ居ルノデアリマシテ、御心配得ル途モ開ケテ居ルノデアリマス、大體私ニ對シマスル御質問ハサウ云フ風ナ點ト心得マシテ、茲ニ私カラ御答ヘ致シマス、終

○森田委員長 引續キ祕密會ニ入りマス  
〔午後二時五分祕密會ニ入ル〕  
〔午後三時祕密會ヲ終ル〕

○森田委員長 ソレデハ引續イテ公開ノ會議ヲ開キマス、恩給法ニ關シテ松尾君カラ簡単ナ質問ガシタイト云フ御話デアリマスカラ、之ヲ御許シシタイト思ヒマス、尙ホ淺沼君カラ内務當局ヲ要求サレテ居リマスガ、中々御出マシニナリマセヌ、之ヲ御知ラセシテ置キマス——松尾君

○松尾(三)委員 私ガ今御尋ねラ申上げヨウト思ツテ居リマスノモ内務省關係デゴザイマス、宜シウゴザイマスカ

○森田委員長 松尾委員ニ申上ゲマス、内務省ノアナタノ質問ニ關スル説明員ハ御越

政府委員モ參ツテ居リマス

○松尾(三)委員 ソレデハ御尋ね致シマス、私ハ警察官ト刑務所看守ニ奉職致シテ居レル方々ノ俸給、恩給、扶助料等ニ付テ御尋ネ致シタイト思フノデゴザイマス、先ヅ

警察官ノコトカラ御尋ね致シマスルガ、此ノ警察官ノ事務位多忙ナル仕事ハ他ニ餘

ハ、餘程考慮ヲ要スルコトト思フノデアリナイト思フノデゴザイマス、現在ノ事務ダケデモ相當山積ヲ致シテ居ルト云フコト

デアリマスルガ、ソレニモ拘ラズ法令ハ勿論、省令、勅令等施行政サレルト、殆ド警察取締事務ニ廻送サレ、警察官ノ事務トナコトニナツテ居ルノデアリマス、兇惡事務ヲ其ノ儘ニシテ、起ツタル所ノ事件ニ駆付ケ、其ノ事件ノ解決ニ邁進ヲ致サネバナラヌノデアリマス、又事件ガ重大ナル時隔テナク其ノ事件ノ捜査ニ當ラネバナラズ、犯人が兇惡ナル者ナル時ハ、之ヲ逮捕スル爲メ、其ノ身ノ危険ヲモ厭ハズ之ニ當ラ、不幸ニシテ兇刃ニ斃レルコト、又ハ生涯生レモ付カナイ所ノ不具者トナルコトガ多々アルノデゴザイマス、斯クノ如キ人ハ如何ニ職務トハ雖モ洵ニ御氣ノ毒ニ堪ヘナイノデアリマスルガ、併シ御氣ノ毒ニアツテモ、警察官ガ身ヲ以テ此ノ治安維持ニ當ツテ戴ケル爲ニ國民ハ枕ヲ高ク休ムコトモ出来ルノデアリマス、全ク警察官ノ御蔭デアリ、國民トシテ此ノコトニ付キマシテハ感謝感激ニ堪ヘナイ次第ゴザイマス、然ルニ斯カル治安維持ニ當ル任務ヲ持ツテ居ラレル所ノ警察官各位モ、ヤハリ親モアレバ、兄弟モアリ、尙ホ妻子モアル、獨身者バカリデハナイト云フコトニナルノデアリマスルシ、斯ウ云フ方ノ日常生活ニ於テノコトヲ考ヘマスルト、ヤハリ斯ウ云フオ方モリマスルシ、斯ウ云フ方ノ日常生活ニ於テノコトヲ考ヘマスルト、ヤハリ斯ウ云フオ方モリマス、凡必人ト生レテ一家ヲ立テ、日常ノ生活ニ極度ノ心配ヲサセ、又自分ガ親トシテ責任ノアル子供ノ教育ヲスルニモノデアリマス、一家ノ家長トシテ親ヤ妻ニ行クト云フコトハ中々困難デアラウト思フノデアリマス、困難ト申シマスヨリモ殆ドソレハ出來ナイノデハナイカ、斯ウ考ヘルノデアリマス、一家ノ家長トシテ親ヤ妻ニハ言ヒナガラ、斯カル人ニ萬一ノ場合、兇

モ思ヒ切ツタ所ノ仕事が出來ルノデアリスルガ、日常ノ生活ガ苦シクテ、生活難ニ追ハレルヤウデハ思ヒ切ツテノ仕事ハ出來ナイト云フコトニナルノデゴイザマス、警察官ノ如キハ前ニモ述べマシタ通り、兇惡ナル兇漢ニ出遭ヒマシテモ、生活ガ安心デアレバ是ガ一番幸福デ、何ヲ致シマスニ付テ

出来ルノデゴザイマスカラ、私ハ斯ウ云フ  
警察官ニ對シテハ、モウ少シ安心シテ生活  
ガ出來ルダケノ俸給ヲ與ヘルコトガ至當デ  
ハナイカト思ヒマスノデ、此ノコトニ付キ  
マシテ政府ノ御所信ヲ承リタイ譯デゴザイ  
マス

○今井説明員 私警保局ノ警務課長デアリ

マス、私カラ御答へ致シマス、只今警察官

ニ對シマシテ御同情アル御質問ヲ戴キマシ

テ淘ニ感謝致シマス

〔委員長退席、江藤委員長代理着席〕

只今ノ御質問デ警察官ガ淘ニ薄給デアルト

云フトコデアリマシタガ、此ノ點ニ付キマ

シテハ淘ニ御話ノ通りデアリマシテ、只今

御述ベニナリマシタ通リニ、警部補以下ノ

全國俸給平均額ハ、警部補ニ於キマシテ六

十二圓五十九錢、巡査部長ガ六十圓六十五

錢、巡査ガ五十一圓九十錢ト云フコトニナ

ツテ居ルノデアリマス、是ハ俸給竝ニ加俸

ヲ含メマシタ實給平均額デゴザイマシテ、

月給平均額デハゴザイマセヌ、是ハ御承知

ノ通リニ淘ニ少イノデゴザイマスガ、警察

官ニ對シマシテハ、巡査給與令ト云フモノ

ガアリマシテ、其ノ他ニ宿料、家賃デゴザ

イマス、或ハ勤務ニ依リマス所ノ特別ナル

手當、所謂特別手當ト申シテ居リマス、ソ

レカラ非番ニ出マシテ勤メマシタ場合ニハ

非番手當ト云フヤウナ諸手當ヲ其ノ他ニ支

給シテ居ルノデゴザイマス、是等ノ額ハ各

地方費ニ於テ支辨スルコトヲ原則ト致シ

テ居リマス、地方ニ依ツテ多少ノ高低ハ

アルノデゴザイマスガ、平均致シマシテ

ソレ等ノ額ハ大體多い所デ綜合致シマシテ

三、四十圓、低イ所デ二、三十圓ト云フ額

ニナツテ居ルノデアリマス、是等ノ額ヲ合

セマシテモ、只今御尋ねノアツタ通リニ  
其ノ勤務ニ比例致シマシテ淘ニ低イ額デゴ  
ザイマス、此ノ點ニ付キマシテハ内務省ト  
致シマシテモ地方廳ヲ督勵致シマシテ、警  
察官ガ其ノ職責ヲ果スニ十分ナル給與ヲ支  
給シ得ルヤウニヤツテ居ルノデアリマシテ、  
致シマシテモ最近ノ實例ヲ見テミマスルト淘ニ少額デハ  
ゴザイマスガ、毎年多少ノ増加ヲ見テ居ル  
ヤウナ實情ニアルノデアリマス、尙ホ御承  
知ノ通リニ昨年警察官ニ對シマシテハ特ニ  
特別手當ヲ支給致スコトニ相成リマシタ、  
是ハ地方費ノ負擔スル額ニ對シテ、全額ヲ  
國庫カラ補助スルト云フ建前ヲ作リマシテ、  
最高十五圓、最低七圓、サウシテ其ノ額ハ  
俸給、加俸ヲ合ハセマシタモノニ對スル一  
割五分ト云フモノヲ乘ジタ額ヲ支給スルコ  
トニ昨年カラ相成リマシテ、御蔭ヲ以チマ  
シテ是デ多少ノ警察官ニ對スル給與ノ改善  
シテ是デ多少考へテ居リマスコト承リ、司法省ノ  
取扱ニナル御考ヘデアルカ、先ヅ司法省ノ  
御考ヘカラ先ニ伺ヒタイ

○石田政府委員 只今御同情アル御質問ヲ  
承リ、司法省ノ考ヘハドウ云フ風ニ之ヲ御  
取扱ニナル御考ヘデアルカ、先づ司法省ノ  
御考ヘカラ先ニ伺ヒタイ

〔江藤委員長代理退席、委員長着席〕

平均致シマスト四十四圓三錢ニナツテ居リ

マスガ、大體豫算上デ、十六年度ノ看守ノ

俸給ノ月額ヲ平均致シマスト、豫算ノ單價

ガ四十七圓六十七錢デアリマス、賞與ヲ出

シマス財源ヲ作リマストカ、色々ノ關係デ、

實際ニ於テハ四十四圓三錢支給シテ居ルヤ

ウナ關係デアリマス、ソレカラ俸給ノ外ニ

看守ト致シマシテハ宿料ト云フモノガゴザ

イマスガ、月七圓五十錢ノモノト、六圓五

十錢ノモノガゴザイマス、是ハ豫算ノ上デ

ゴザイマシテ、實際ニ支給致シマス際ニハ、

大體月七圓見當ノモノヲ支給シテ居リマス、

ノモゴザイマスガ、先づ大體七圓見當デゴ

ザイマス、其ノ他ニ家族手當カラモ先程御話ガ

アリマシタヤウニ、臨時手當ト云フモノガ

月ニ七圓乃至十五圓ノ範圍ニ於テ出テ居リ

マス、其ノ他ニ家族手當ト云フノガゴザイマ

スガ、兎ニ角臨時手當ニシロ、家族手當ニ

シロ、此ノ率ハ各省共通ノモノデアリマス、

看守ト致シマシテハ、只今申上ゲマシタ四

十四圓ニ大體宿料ヲ七圓加ヘマシタ月五十

一圓程度ガ俸給ト給與デゴザイマシテ、先

程ノ御話ヲ聽キマシテ、大體警察官ガ五十

アリマス、昨日司法省行刑局ヨリ資料ト  
シテ戴キマシタモノヲ見マスト、看守ノ俸  
給ハ一箇月平均四十四圓三錢ト云フコトニ  
ナツテ居リマス、現今ハ女學校ヲ出タ十九  
歳カソコヽヽ女ノ子デモ地方ノ會社ニ行  
キマスト、四十圓カ四十五圓ノ給料ヲ取ツ  
テ居リマス、然ルニ刑務所ノ看守ノ一家ヲ  
成シテ居ル此ノ人達ガ、而モ四十四圓三錢  
ト云フコトハ、淘ニ少額ナ俸給ノヤウニ思  
ヒマスノデ、是ハ幾ラニシテ吳レト云フヨ  
リモ、司法省ノ方デハドウ云フ風ニ之ヲ御  
取扱ニナル御考ヘデアルカ、先づ司法省ノ  
御考ヘカラ先ニ伺ヒタイ

○松尾(三)委員 只今ノ答辯淘ニ有難ウゴ  
ザイマス、御説ノ通りニサウ云フ諸給與ヲ  
加ヘマシテモ、百圓未滿ノ俸給デシカナイ  
ノデアリマシテ、從來モ努力セラレテ、出來  
ルダケノ加俸ヲシテ戴クヤウニ御願ヒ致シ  
マス

次ニ刑務所看守ノ俸給ノ問題ニ付テ、司

法省ノ政府委員ノ方ニ御聽キ致シタイノデ

其ノ他ニ依ツテ月三、四十圓程度ノ手當モアリサウナ御話ヲ拜聽致シマシテ、非常ニテ、斯ウ云フ方面ノ方ノコトニ付テハ御心配ナツテ下サツテ居ルヤウデアリマスルガ、ニナツテ是ハ差ガアルノデヤナイカト思ヒマス、警察官ト看守トノ職責モ違ヒマス、從來カラノ色々ノ關係モゴザイマスノデ、強チ是ハドチラガ俸給ガ多イトカ少イトカ申ス譯デハゴザイマセヌガ、現在斯ウ云フ狀況ニアルト云フコトダケヲ申上ゲテ置キマス、尙ホ是等ノ待遇ノ改善ニ付キマシテハ、司法省ト致シマシテハ、裁判所、刑務所全體ヲ引括メマンシテ、下級職員ノ待遇ノ問題トシテ此ノ數年特ニ力ヲ入レテ大藏省ト折衝致シテ居リマス、幸ヒニシテ十七年度ニ於キマシテハ刑務所職員ノ看守長竝ニ副看守長ト申シテ居リマス者ニ付キマシテハ、多少ノ俸給單價ノ引上ゲラ認メラレマシタガ、大部分ゴザイマスル看守ニ付キマシテハ、遺憾ナガラ昨年度ニ於テモ、本年度ニ於テモ俸給ヲ増額スルト云フヤウナ御承認ヲマダ得テ居ラナインデアリマス、是ハナイ状況ニアルト云フコトヲ一應申上ゲマシテ、吾々トシテハ改善ニ努力スルコトヲ遇是正ノ方向ニ進メタイト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、現在ハ非常ニ御話ニナラニシテ、吾々トシテハ改善ニ努力スルコトヲ茲ニ申上ゲタイト思フ次第アリマス〇松尾(三)委員 只今ノ御説明ニ依ツテ説明ハ了承致シマシタガ、今ノ御話デハヤハリ私共ガ考ヘテ居ルコトトツモ違ツタコトガナイヤウデアリマス、實ニ氣ノ毒チ思ヒガ致ス譯デアリマスガ、本年度ハ看守長、副看守長ニ對シテハ幾分カノ俸給ノ引上ガアル、併シナガラ看守ハナイカラ來年度ニ

○松尾(三)委員 只今ノ御説明ニ依ツテ説明ハ了承致シマシタガ、今ノ御話デハヤハリ私共ガ考ヘテ居ルコトトツモ違ツタコトガナイヤウデアリマス、實ニ氣ノ毒チ思ヒガ致ス譯デアリマスガ、本年度ハ看守長、副看守長ニ對シテハ幾分カノ俸給ノ引上ガアル、併シナガラ看守ハナイカラ來年度ニ

ガ、來年度ト申シマスルト十八年度ニナル譯デアリマス、勿論交渉モ相當ナサツテ戴イテ、斯ウ云フ方面ノ方ノコトニ付テハ御心配ニナツテ下サツテ居ルヤウデアリマスルガ、實情ヲ御話下サイマシテ、十七年度中ニデモ是非何トカ御加ヘシテ戴クヤウニ御努力ヲ願ヒタイト思フノデアリマス〇石田政府委員 非常ニ御同情ノアル御話デゴザイマスカラ、私共ト致シマシテハ十七年度中何カノ機會ヲ得マシタラバ、是非サウ云フ方面ニ努力ヲ致シタイト思ヒマス

○松尾(三)委員 次ニ、警察官ト刑務所職員ノ恩給ニ付キマシテハ大抵違ハヌヤウニ思ヒマスノデ、一括シテ恩給局長ニ御尋ネシテ見タイト思フノデゴザイマスガ、警察官、看守何レモ恩給年限ニ達シマシテモウ恩給ヲ取ツタラ辭メテ、他ノ所ニ行カウト云フヤウナ考ヘヲ持ツテ居ル人ノコトヲ私ハ御尋ネスルノデヤアリマセヌ、警察官ニ致シマシテモ、刑務所ノ看守ニ致シマシテモ、終始一貫其ノ職ニ奉職致シマシテ、最後ニ停年ニ至ツテ辭メルト云フヤウナ人ノコトニ付キマシテ御尋ネシテ見タイノデアリマスガ、此ノ停年ニナツテ辭メルヤウナ人ハ再び何處へモ奉職スルト云フヤウナコトモアリマセヌノデ、結局老後トシテ樂シムノハ自分ノ戴イタ恩給ト云フコトニナルノデアリマス、所ガ其ノ恩給ガドウナツテ居ルカト申シマスルト、内閣恩給局ノ所管ノ資料ヲ見マスレバ、普通最高ガ年額五百三十七圓、最低ガ年額百圓、平均年額二百二十八圓八十八錢トナツテ居ルノデゴザ

テ其ノ職ヲ辭シタ人ガ、一年間ニ戴ケル所

ノ二百二十八圓八十八錢位ノ恩給デハ、老後ヲ樂ミニシテ自分ノ生活ヲ立テテ行クコトハ非常ニ困難デハナカラウカト思フノデゴザイマス、ソレデ幸ヒニモ今回恩給法改正法ガ出テ居リマスノデ、此ノ改正法ノ出マシタ時ニ斯ウ云フコトヲ能ク御考慮ヲ願ヒマシテ、斯ウ云フ終始一貫其ノ職ニ奉職シタ人ノ爲ニ相當ナ茲ニ改正ヲ行ツテ戴キタイト云フ希望ヲ持ツテ居ル譯デアリマスガ、此ノコトニ付キマシテ恩給局ノ御所信ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

○平木政府委員 警察官吏、監獄職員ノ恩給ニ付キマシテ優遇スル意向ハナイカト云フ御質問デアリマスルガ、現在警察官、監獄職員ニ付キマシテハ、他ノ公務員ト區別致シマシテ、恩給法ト致シマシテハ相當優遇シテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ之ヲ更ニ優遇スルト云フコトハ、現在ノ所ニ於テハ非常ニ困難ナ事情ニアルノデアリマスト申シマスノハ、大體恩給法ニ於テハ警察監獄職員ハ、軍人ノ下士官ト同一ニ取扱ツテ居リマス、隨ヒマシテ恩給最短年限モ、一般文官ハ十七年デアリマスガ、警察監獄職員ハ十二年ヲ以テ最短年限ト致シテ居リマス、隨ヒマシテ五年間ノ差ト云フモノハ恩給額ニ或ル程度ノ加算ガ付ケラレルコトニナルノデアリマス、又警察官ニ對シマシテハ、監獄職員モ同ジデアリマセウガ、軍人ノ方ハ戦争ノ際ニ戰務加算ガ付ケダヤナイ者、或ハ平時ニ於テハ付カナイノデアリマスカラ、是ハ問題ニナルマイト思ヒマス、又軍人ニ對シマシテハ、戰死ノ場合ニナカト云フ風ナ御意見モアルカモ知レマセガ、是ハ軍人ト致シマシテモ、戰爭ニ行カ

シテ居リマスル第五號表デアリマスガ、此ノ恩給法トシテハ最高ノ扶助料ヲ戰死者ニ對シテ支給シテ居リマス、併シ警察、監獄職員ニ對シマシテモ、或ル場合ニ於テハ此ノ第五號表ノ最高ノ扶助料——戰死者ト同一ノ待遇ヲシテ、遺族扶助料ヲ支給スルノデアリマス、例ヘテ言ヒマスト、ソレハ勅令ニ規定ガアルノデアリマスガ、職務ヲ以テ兇賊、脫獄囚ヲ逮捕スルト云フ風ナ、最モ警察、監獄職員トシテ勇氣ヲ要スル場合、斯ウ云フ風ナ行爲ニ依リマシテ死亡致シマシタ場合ニハ、是ハ戰死者ト同一ノ遺族扶助料ノ率ヲ加算スル譯デアリマス、斯ウ云フ風ナ意味ニ於キマシテ、現在警察、監獄職員ニ對シマシテハ恩給法ニ於テハ相當優遇シテ居ルノデアリマス、殊ニ先刻來申シマス通り、軍人ノ下士官トノ均衡モゴザイマスカラ、警察、監獄職員ダケラ此ノ際優遇スルト云フコトハ現在非常ニムヅカシカラウト考ヘテ居リマス、更ニ又然ラバ下士官モ、警察官モ一縷ニ、斯ウ云フ下級職員ノ方ハモツト優遇シタラドウカト云フ問題ガ起ルカトモ思ヒマスガ、之ニ付キマシテハ、先達テ總理大臣カラ御答辯ガアリマシタ通り、此ノ際ハ戰死者ノ遺族扶助料ト云フ風ナ、現在緊急已ムヲ得ザル費用ノミヲ取扱ハウト云フ答辯ガアリマシタ通りデアリマス、隨ヒマシテ恩給法トシテハ、此ノ際特ニ取扱フト云フ意向ハ持ツテ居リマセヌ、唯恩給法ノ基礎ニナリマス俸給ノ方ガ上リマスレバ、恩給ノ方ハ自然ニ上ル譯デアリマス、若シ解決スル必要ガアルトスレバ、サウ云フ方面デ何等カノ方法ヲ講ズルノガ適當デハナイダラウカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマ

○松尾(三)委員 私ハ同ジ此ノ恩給ニ關シ  
マシテモ、先程モ御尋ネヲ申上ダマシタ通  
リ、今局長カラ警察官、看守等ハ十二年デ  
恩給ガ付クト仰セラレマシタガ、十二年ノ  
恩給ガ付クト同時ニ辭メマシテ他ノ會社ニ  
行クヤウナ人ニ對スル恩給ハ、現在ノ恩給  
ガ多カラウガ、少ナカラウガ、其ノ人ハ先ヘ  
行ツテ仕事が出來ルデヤナカト云フヤウ  
ナ考ヘヲ以テ御尋ネヲシタ譯ニアリマス、併  
シ其ノ職務ノ爲ニ一生仕ヘルト云フヤウナ  
方ニ對シテハ、モウ少シ考慮ノ餘地ガアリ  
ハセスカト云フヤウナ意味デ御尋ネシタ譯  
ニアリマス、所ガ只今ノ御話デハ兵ノ下士  
官ト同様ニ看做シテアル、ソコデ總理大臣  
モ言ハレタ通り、今度ノ恩給法ニ於キマシ  
テハサウ云フ方面ヲ加味シテノモノデアル  
デアリマス、唯恩給法トシテ是ダケニ上ゲル  
ハセスカト云フヤウナ人ノコト  
ハセスカト云フヤウナ人ニ思ハ  
レマス、私ハ諄ク申スヤウデアリマスケレ  
ドモ、恩給ヲ戴イテ、恩給ガ付イタカラ直  
グニ別ノ會社ニ行クト云フヤウナ人ノコト  
ハ、餘り考ヘノ中ニ入レル必要ハナイ、ヤ  
ハリ其ノ職ニ一生勤メタト云フヤウナ人ニ  
澤山ヤルト云フコトヲ考ヘテ戴ク必要ガア  
リハセスカト考ヘマシタノデ御尋ネシテ居  
ルノデアリマス、尙ホ扶助料ニ付キマシテ  
モ御尋ネシヨウト思ツテ居リマシタガ、只  
同一ノモノデナイガ、關聯ヲ持ツテ居ルノ  
デ、只今ノ御説ハ御尤モト思ヒマスケレド  
モ、私ノ申シテ居ルコトハ今ノヤウナコト  
ニツ御考慮ヲ願ヒタイト思ツテ居ル譯デ

○平木政府委員 私先程十二年ト申シマシ  
タノハ、勿論最短年限ハ十二年デアリマス  
ルガ、十二年以上勤メマスト一年毎ニ五百  
分ノ一ヲ加算スル譯ニアリマスカラ、永  
ク勤メタ人ハ普通ノ文官ニ比ベマスレバ五  
年分ダケ優遇サレテ居ル結果ニナリマス、  
ソレカラ先程私申落シマシタガ、警察、監  
獄職員ニ對シマシテハ、十二年以上在職シ  
テ居リマス者ニ付キマシテハ、只今申上ゲ  
マシタ百五十分ノ一ヲ加算ノ外ニ、一年ニ  
付キマシテ三百分ノ一ヲ加算ヲ付ケル、サ  
ウシテ其ノ勤續ヲ優遇スル、斯ウ云フ風ナ  
規定モアリマシテ、現在ソレヲヤツテ居リ  
マス、此ノ點モ御含ミ置キヲ願ヒマス  
○松尾(三)委員 有難ウゴザイマシタ、私  
ノ質問ハ是デ終リマシタ  
○森田委員長 西田君、先程何カ御申出ガ  
アリマシタガ、質問ガアリマシタラ極ク簡  
單ニ願ヒマス

○西田委員 北支開發株式會社ノコトニ付  
テ御尋ネ致シタイト思ヒマス、今祕密會  
私ノ御尋ネシヨウト思ツタ大部分ハ了解シ  
タノデアリマスガ、唯一ツ疑問ヲ懷クノハ、  
此ノ資本金ハ三億五千万圓ニナツテ居リマ  
スガ、將來此ノ會社ガ色々ノコトヲヤツテ  
行ク上カラ資本金ヲ増資スルヤウナコトハ  
テイカ、將來ノ見透シダケヲ一寸伺ヒマス  
○長谷川説明員 北支開發會社ガ將來増資  
スルカト云フ御尋ネデアリマスガ、現在作  
戰ノ進捗ニ伴ヒマシテ、軍ガ管理シテ居ル  
鐵道用財產、其ノ他ノ財產ガアリマスノデ、  
之ヲ現物出資ニ充當致シマシテ資本ノ増加  
ヲ圖ラウト云フノガ今度ノ改正案デアリ  
ス、デアリマスカラ現在ノ三億五千万圓ノ

リ現金出資ト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ  
○西田委員 モウ一ツ御伺ヒシタイノハ、  
此ノ北支開發株式會社ハ、貴族院ニ於ケル  
政府ノ説明ニ依リマスト、統合調整ヲ必要  
トスル事業、是ダケヲ特ニヤツテ行ク、斯  
ウ云フコトニナツテ居リマスガ、唯是ダケ  
デハ少イノデハナイカ、私ハモウ議論ハ申  
上ゲマセヌガ、又具體的事實ハ申上ダマセ  
スガ、モウ少シ積極的ニ、唯整理事業ノ事  
業ダケデナシニ、モツト思ヒ切ツテ自ラガ  
ノデアリマスカ  
○長谷川説明員 只今ノ御質問デゴザイマ  
スガ、北支開發株式會社ハ統合調整ヲ必要  
トスル事業ヲ營ム爲メノ會社デゴザイマス、  
隨ヒマシテ統合調整ト云フ文句ガ使ツテ  
ゴザイマスガ、實際開發會社ガヤツテ居リ  
マスノハ、サウ云フ統合調整ノ必要ナ事業  
デゴザイマスガ、交通、運輸、發送電、其ノ  
他生産擴充ニ必要ナ事業ヲヤツテ居ルノデ  
アリマス、自營事業ト致シマシテハ、投資  
事業デナクテ、自ラサウ云フ事業モ行ヒ得  
ル、斯ウ云フ風ニ致シタノデアリマス  
○西田委員 貴族院デノ説明ヲ聞イテ見マ  
スト、各子會社々々々物ノ配給ヲ受ケタ  
リ、又子會社々々々出來タ品物ヲ日本ニ  
賣ル場合ニ箇々別々デハ困ルカラ、サウ云  
フコトヲ調整スル爲ニサウ云フ仕事モ自ラ  
リマス、唯御承知ノヤウニ金利水準ガ高イ  
點ト、マダ内容ガ十分ニ充實致シテ居リマ  
セヌノデ、オイソレト中華資本ガ入ツテ來  
ルト云フ段階ニハナツテ居リマセヌガ、要  
ハ會社自體ノ内容ヲ良クスルコトト、具體  
的ニソレヲ導入スル方法ト致シマシテハ、  
デハ非常ニ少數株主ヲ保護シテ居リマスノ  
デ、總會荒シトカ、何トカデ厄介ニナツテ  
參リマス、隨ヒマシテ之ヲ一ツノ投資會社  
トカ何トカ考ヘマシテ、其ノ「ルート」ヲ  
通ジテ一本ニ引受ケルヤウニシテ、ソレニ  
對シマシテハ日本側ハ優先株ヲ與ヘルトカ  
トカ何トカ考ヘマシテ、其ノ「ルート」ヲ  
通ジテ一本ニ引受ケルヤウニシテ、ソレニ  
イマス、暫ク時間ヲ假シテ戴イテ將來箇々

ノ施策ヲヤツテ行キタイト思フノデアリマス  
ス

○西田委員 時代ガ斯ウ云フ時代ニナツテ  
來マシタノデ、今マデノ北支那開發株式會  
社が出來マシタ時代、若シクハ中支那振興  
株式會社ガ出來タ時代ハ餘程時代ガ達ツ  
テ來テ居リマス、是ハ私達ノ考へカラ申シ  
マスト、今マデハ殆ド日本ニ依存シテ居ツ  
タノデアリマスガ、此ノ兩國策會社ハ是カ

ラ日本ニ依存スルト云フ建前ヲバ止メテ、  
殆ド自分達ニ自給的ナ立場ニ立ツテ行カナ  
ケレバナラヌノデハナイカ、斯ウ私達ハ現在  
致シマシテハ考ヘテ居ルノデアリマス、資  
金ナリ、資材ノ兩面的ノ制約ノ下ニ立ツテ、  
中々仕事ハ、今マデハシニクカツタト思ヒ  
マスガ、是カラ先之ヲ經營シテ行ク方法ト  
支那人ノ力デ支那デヤツテ行クト云フ風

シマシタガ、御出マシニナラヌノデアリマ  
ス

○淺沼委員 今日ハ御出ニナラナクテモ、  
明日ニデモナレバ御出ニナレルト云フコト  
ニナルノデセウカ、ソレトモ委員長ハ今日  
大體質問ヲ打切りマシテ、討論ヲシテ、採  
決スルト云フ方法ヲ採ラレルノデセウカ、  
其ノ關係ハドウナルノデセウカ

○森田委員長

御答へ致シマス、今日ハ質  
疑ヲ終了シテ置イテ、討論採決ハ明日ノ午  
後一時ニシタイト委員長ハ考ヘテ居リマス、  
色々各派ノ代議士會ニ掛ケラレル御都合ガ  
アルラシク思ヒマスカラ、サウシタイト思  
ヒマスガ、質問ハ本日ヲ以テ終了シタイト  
思ツテ居リマス、アナタノ要求シテ居ル所  
ニハ、先方ノ方ニ難色ガアルノデハナカラ  
ウカト思ヒマス、出テ來ラレヌノデスカ  
ラ……

○淺沼委員

内務省ノ方ガオイデニナレバ  
非常ニ明確ニナルト思ツテ、オイデニナル  
コトヲ期待シテ居ツタノデアリマスルガ、  
オイデニナラヌサウデアリマスルカラ、此  
ノ際私ハ企畫院次長ニ御伺ヒヲシテ置キタ  
思フノデアリマス

ソレハ國家總動員法十八條ノ規定ニ依

ル法人ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムル  
コトニ關スル法律案、之ニ關聯ヲ致シマシ  
テ、此ノ法律ノ内容ハ、公共的ナ經濟團體  
スル爲ニヤツテ行カウト云フヤウナ會社ノ  
御方針デナケレバナラスト思フノデアリマ  
ス、本當ニ兩方共心カラ打解ケテ、建設  
置キマシテ、私ノ質問ハ終リマス  
○森田委員長 ソレデハ御諮詢シマスガ、  
淺沼委員ノ御要求ニナツテ居リマス内務省  
ノ内務次官若シクハ地方局長ハ屢々御要求

レバナラヌト思フノデアリマス、中央ノ行  
政機構ノ改革ニ付キマシテハ、是ハ總理大  
臣カラモ言明ガアリ、企畫院總裁カラモ豫  
算委員會デ言明ガアツタノデアリマシテ、  
私ハ之ニ觸レヨウトハ致シマセヌ、唯綜合  
的計畫經濟ガ、地域的ニ配分ヲサレテ行ク  
場合ニ於テ、日本ノ國ガ幾ツカノ「ブロック」  
ニ分レテ行クヤウナ傾向ヲ私共ハ見受ケル  
ノデアリマス、例ヘバ重要產業團體令ニ關  
シマシテモ、統制會ハ全國的ニ「一つノ組織  
デアリマスルガ、其ノ下部組織デアリマス  
ル所ノ統制組合ハ、一定地域ニ於テ產業ノ  
種類別ニ設立スルト云フ規定ニナツテ居ル  
ノデアリマス、即チ「前項ノ地區ハ特別ノ場  
合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ道府縣ノ  
區域ニ依ル」ト云フ規定ニナツテ居ルノデア  
リマシテ、自然統制會ノ下部組織デアリマ  
スル組合ガ組織サレル場合ニ於キマシテモ、  
幾ツカノ縣が集ツテ統制組合ヲ作ルト云フ  
傾向ニナツテ來ルト思フノデアリマス、現ニ  
國策會社デアル所ノ配電株式會社、更ニ日本  
木材株式會社ハ全國ヲ數區ノ「ブロック」ニ  
分ケマシテ、關東或ハ中部ト云フヤウニ配  
電會社ガ設立サレルヤウデアリマス、日本木  
材株式會社ノ下ニハヤハリ關東、東北ト云  
ツタヤウナ會社ガ出來ルコトニナツテ居ル  
ノデアリマシテ、國策ノ地域的配分ニ伴ヒ  
マシテ、地方ノ行政機關ガ何等カノ形ニ於  
當局ニ於テ今議會ヲ通ジテ明カニセル所ニ  
依リマスト、大體ニ於テ市町村制、或ハ都  
制等ニ付キマシテ何カ具體案ガアルヤウナ  
コトガ明カニサレテ、今議會ニハ提出スル  
ニ至ラナカツタケレドモ、成ベク次ノ議會

ニ於テ提出シタインダト云フコトヲ内務次  
官ガ——是ハ慥カ稅制ノ委員會デアラウト  
思ヒマスガ、言明ヲサレテ居リマス、現ニ  
内務省ニ於キマシテハ地方制度調査會ガア  
リマシテ、町村制ニ關スル調査、市制ニ關  
スル調査、府縣制ニ關スル調査ノ結果ニ付  
イテ答申ヲ得テ居ルノデアリマス、都制ニ  
關スル調査ハ、小委員會ノ答申ヲ得テ居ル  
筈デアリマスガ、今内務省デ地方制度調査  
會ノ議ヲ經テ居リマスル所ノ答申ニ基ク立  
案ト云フモノト、今私ガ申上ゲマシタ國策  
ノ地方的配分ニ伴ヒマスル所ノ地方行政ノ  
再編成ト云フコトニハ、幾分カノ距離ガア  
ルノデハナカラウカト私ハ考ヘルノデアリ  
マス、曩ニ政府ニ於キマシテハ國土計畫ノ  
要綱ヲ設定サレマシテ、ソレニ基ク地方計  
畫ヲ立テラレ、更ニ都市計畫ノ如キモ國土  
計畫ニ基ク方向ニ進ンデ居ルヤウニ私共思  
フノデアリマス、隨テ地方行政ト云フモノ  
ハ是等國策ノ配分ニ伴ヒ、更ニ綜合的計畫  
ノデアリマス、今議會ニハ府縣ト市町村  
トノ間ニ中間組織ヲ設ケルヤウナ豫算モ組  
マレテ居ルヤウデアリマスガ、私ハ必  
要ナコトハ中央ト府縣トノ間ニ數點ヲ併セ  
テ道、或ハ州ト申上ゲマセウカ、サウ云フ  
點ヨリ再編成ガ行ハレル必要ガアラウト思  
フノデアリマス、今議會ニハ府縣ト市町村  
トノ間ニ中間組織ヲ設ケルヤウナ豫算モ組  
マスナラバ、許可認可ト云ツタヤウナ  
事項ハ中央マデ來ナイデ、地方デ處理出來  
ルヤウニスル、ヤハリサウ云フ方向ニ移ス  
コトモ考へ得ラレルノデハナカラウカト思  
フノデアリマス、他ノ觀點カラ考ヘテ見マ

シテモ、例へバ遞信省ノ關係大藏省ノ稅務  
ノ關係、司法省ノ關係、鐵道省ノ關係、商  
工省鑑山監督局ノ關係等ニ付キマシテハ、  
大體ニ於テ數縣集マツテ其ノ管轄内ニ在ル  
ト云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、  
更ニ産業方面ニ於テサウグト云フコトニナ  
リマスレバ、ヤハリ新タナ構想ト云フコト  
ガ考ヘラレルト思フノデアリマスガ、企畫  
院トシテハ綜合的計畫經濟ヲ運用シテ行ク  
上ニ於テ、地方行政組織ニ付テハドウ云フ  
ヤウナ御考ヘヲ持ツテ居ルノカ、此ノ際御  
伺ヒスルコトガ出來レバ幸ヒト存ジマス  
○安醫政府委員 只今行政機構、就中地方  
制度ノ問題ニ付キマシテ、色々ノ觀點カラ  
御質問ガアリマシタガ、御說ノ通リニ國政  
ヲ一元的ニ統制アル方法ニ於テ運用スル、  
而モ其ノ政治行政ト云フモノガ本當ニ地ニ  
着イテ、上意ガ下ニ徹底シ、又本當ニ國民  
ノ聲ガ政治行政ニ反映スルト云フコトハ、  
政治行政ノ運用上必要ナ要件デアルト思フ  
ノデアリマス、又今次ノ大東亞戰爭ノ勃發  
ニ依リマシテ、日本ハ從來ノ日本ナクシ  
テ、東亞ノ一角カラシテ大東亞ノ共榮圈ノ  
廣範圍ノ中ニ於テ、指導者トシテ今後共榮  
圈ヲ確立シテ行クト云フ點カラ申シマシテ  
モ、今言ツタ一元的ナ統制アル方法デ政治  
行政ヲ徹底スルト云フコトガ必要デアルト  
思フノデアリマス、併シ議會ニ於テ總理大  
臣、國務大臣ガ色々ハレテ居ルヤウニ、  
現下ノ段階ハ徹底的ニ戰爭目的ヲ遂行シテ、  
米英ヲ打倒シテ驕ラニ戰果ヲ擴大シテ行ク  
ト云フコトニアリマス故ニ、一般個々ノ機  
構的ナモノニハ觸レズニ進メラレテ居リマ  
スガ、將來サウ云フヤウナコトニ付キマシ  
テモ、今言ツタヤウナ意味ニ於テ制度、組

織問題、隨て地方制度ノ問題モ考ヘナケレ  
バナラヌト云フ風ナ情勢ニ立至ルベキコト  
ハ想像ニ難クナイト思ツテ居リマス、併シ  
唯考ヘナケレバナラヌンハ、如何ニ制度ヲ  
整頓シテモ、機構ヲ整頓シテモ、ソレヲ運  
用スルノハ人ニアルノデアリマシテ、唯制  
度ダカラ整備シマスレバソレデ宜イト云フ  
問題デナクテ、所謂通用スペキ人ト云フ問  
題ガ大事デアルト思フノデアリマス、地方  
制度ノ具體的ノ問題ニ付キマシテハ、今私  
カラドウト云フ風ニ申上ゲル程度ニ行ツテ  
居ナイノデアリマス

構想が生レテ來ハセヌカト云フコトヲ御伺ヒシテ居ル譯デアリマス、併シナガラ今コマデ行ツテ居ラナイヤウデアリマスカラ、考ヘル必要ガアラウト恩フノデアリマシテ其ノ點ダケヲ申上ゲテ私ノ質問ヲ打切ツテ置キマス

○森田委員長 最後ニ一言企畫院ニ御伺ヒ致シマス、國家總動員法第十八條ニ依ツテ、統制團體ニ官吏ノ職務ヲ代行セシムル件デアリマスガ、本件ヲ代行サセルコトニ依ツテ統制團體ガ一層官廳化シハセヌカ、其ノ從業員ガ官僚化シハセヌカ、否初々カラ官吏ニナツテ居ル官僚ヨリハ却テ惡イ弊害ヲ生ジハセヌカト恩ヒマスガ、之ニ對シテ企畫院ハ主務官廳トシテドウ云フ考ヘラ持ツテ居リマスカ、承ツテ置キタインデアリマス

○安倍政府委員 只今御懸念ノ點ハ御尤モデアリマス故ニ、職權ヲ行ハシムル法人ニ對シマシテハ、凡ユル觀點カラ監督指導ヲ嚴重ニシマシテ、所謂官僚化シソレニ伴ヒ色々ノ弊害ガ起ラナイヤウニ十分注意スル考ヘデアリマス

○森田委員長 是ニテ本委員會ニ付託サレマシタ議案ニ對スル質問ハ全部終了致シマシタ、明日午後一時ヨリ會議ヲ開イテ討論採決ニ入ルコトニ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時四分散會

昭和十七年二月十日印刷

昭和十七年二月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局